

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
25	ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業	27	こども家庭庁	
26	ひとり親家庭等相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）	17,996 の内数	こども家庭庁	
27	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	9,367 の内数	文部科学省	
28	こどもの人権SOSミニレター 女性の人権ホットライン 外国人の人権問題対策	3,536 の内数	法務省	再掲
29	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	5,765 の内数	こども家庭庁	
30	産婦健康診査事業	5,765 の内数	こども家庭庁	
31	産後ケア事業	213,822 の内数	こども家庭庁	
32	産前・産後サポート事業	5,765 の内数	こども家庭庁	
33	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	5,765 の内数	こども家庭庁	
34	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	5,765 の内数	こども家庭庁	
35	無戸籍者問題解消事業	54	法務省	
36	学生のメンタルヘルスケア支援等	非予算事業	文部科学省	
37	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	67 の内数	厚生労働省	
38	再就職支援プログラム事業	2,841 の内数	厚生労働省	
39	マザーズハローワーク事業	4,228 の内数	厚生労働省	
40	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	139 の内数	厚生労働省	
41	トライアル雇用助成金事業	307 の内数	厚生労働省	
42	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）	50,205 の内数	厚生労働省	
43	行政相談	722 の内数	総務省	
44	地域自殺対策強化交付金	3,210 の内数	厚生労働省	
45	ゲートキーパーの養成・支援	3,210 の内数	厚生労働省	
46	こども・若者の自殺危機対応チーム事業	3,210 の内数	厚生労働省	
47	寄り添い型相談支援事業	41,193 の内数	厚生労働省	再掲

48	管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー カウンセラー・相談員のための講習会 eラーニングによるメンタルヘルス講習	12	内閣官房	
49	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	229	防衛省	
50	こころの健康相談室の運営	4	人事院	
51	地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援	非予算事業	総務省	
52	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	310	内閣府	
53	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	497	内閣府	
54	性暴力被害者等相談体制整備事業	18	内閣府	
55	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」	11	警察庁	
56	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	
57	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	
58	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	420の内数	総務省	
59	外国人受入環境整備交付金	1,000	法務省	
60	更生保護に関する地域援助の推進	50の内数	法務省	
61	在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談体制の強化支援	6	外務省	
2-②人材育成等の支援				
62	スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等活用事業	8,640	文部科学省	
63	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	9,367の内数	文部科学省	再掲
64	調査研究等業務交付金	601の内数	厚生労働省	
65	ゲートキーパーの養成・支援	3,210の内数	厚生労働省	再掲
66	心のサポーター養成事業	28	厚生労働省	
67	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	229	防衛省	再掲
68	防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の実施	19	防衛省	
69	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	76,036の内数	厚生労働省	
70	都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業	22の内数	厚生労働省	
71	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	
72	ひきこもり支援実施機関職員に対する研修事業	76,036の内数	厚生労働省	
73	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援	非予算事業	厚生労働省	

## 2-③関連施策の推進

74	地域少子化対策重点推進交付金	1,000 の内数	こども家庭庁	
75	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	5,765 の内数	こども家庭庁	再掲
76	産婦健康診査事業	5,765 の内数	こども家庭庁	再掲
77	産後ケア事業	213,822 の内数	こども家庭庁	再掲
78	産前・産後サポート事業	5,765 の内数	こども家庭庁	再掲
79	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	5,765 の内数	こども家庭庁	再掲
80	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	5,765 の内数	こども家庭庁	再掲
81	共働き・共育て推進事業	126	厚生労働省	
82	再就職支援プログラム事業	2,841 の内数	厚生労働省	再掲
83	マザーズハローワーク事業	4,228 の内数	厚生労働省	再掲
84	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	139 の内数	厚生労働省	再掲
85	トライアル雇用助成金事業	307 の内数	厚生労働省	再掲
86	メンタルヘルス対策等事業	285 の内数	厚生労働省	
87	産業保健活動総合支援事業	4,850 の内数	厚生労働省	
88	予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業	1,130 の内数	経済産業省	

<ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業費補助金> 令和7年度予算案 27百万円 (27百万円)

## 事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

## 事業の概要

### (1) 情報収集・管理業務

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

### (3) 広報啓発業務等

- インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

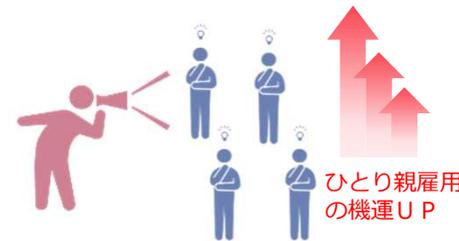
#### 1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



#### 2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



### (2) 特設サイト運営業務

- 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

#### 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 自治体毎の取組状況を掲載

👍 住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

#### 2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

👍 行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

#### 3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

- ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

👍 ひとり親への支援に関する機運を高める

## 実施主体等

【実施主体】 民間団体 (公募により決定)

【補助率】 定額

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

## 事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

## 事業の概要

### 【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

### （1）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

### （2）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

### （3）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

### （4）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

### （5）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

### （6）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

### （7）同行型支援<拡充>

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

### （8）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

### （9）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

### （10）先駆的な取組（新規）

（1）～（9）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性  
相談員の  
向上

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり **27,893千円**

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和7年度予算額（案）

94億円

（前年度予算額

88億円）

令和6年度補正予算額

4億円



文部科学省

## 背景・課題

- 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約13万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。



## 目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

## 文部科学省 <令和7年度予算額（案）の概要> ※主に教育委員会を通じた対応

### 専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 9,295百万円（8,680百万円）【補助事業】

#### ① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ 学びの多様化学校の設置準備・設置後の運営支援
- ・ 校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（2,000校）【新規】  
→SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う
- ・ 教育支援センターのアウトリーチ支援体制強化（130箇所）、関係機関との協議会の設置



#### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
- ・ SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ 重点配置校（いじめ・不登校対策）の充実  
SC：10,000→11,300校 <+週4時間>  
SSW：10,000→11,000校 <+週3時間>



#### ③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

### 【令和6年度補正予算額 149百万円】

- ・ 不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業  
→保護者に対する相談支援の実施や、不登校支援等に係る情報提供など、相談支援体制の構築を支援（200自治体）

### いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 34百万円（47百万円）【委託事業】

#### ① いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

- ・ 自殺予防教育推進事業  
→令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進
- ・ 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究



#### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化に 向けた調査研究

### 【令和6年度補正予算額 301百万円】

- ・ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業  
→新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村）
- ・ いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業  
→いじめ未然防止教育の指導教材等及び動画教材の作成、一般向けの啓発動画の作成
- ・ 不登校・いじめ対策の効果的な活用に向けた調査研究

## こども家庭庁 ※主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・ いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・ 学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- ・ 子どもの多様な居場所づくり

など

## 文部科学省・こども家庭庁が連携して対応 ※非予算の取組

- ・ いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# 法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

## こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布  
(令和5年度における相談件数・・・7, 511件)

## 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置  
(令和5年における相談件数・・・1万5, 142件)

## 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備  
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



【令和2年度創設】

## 目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

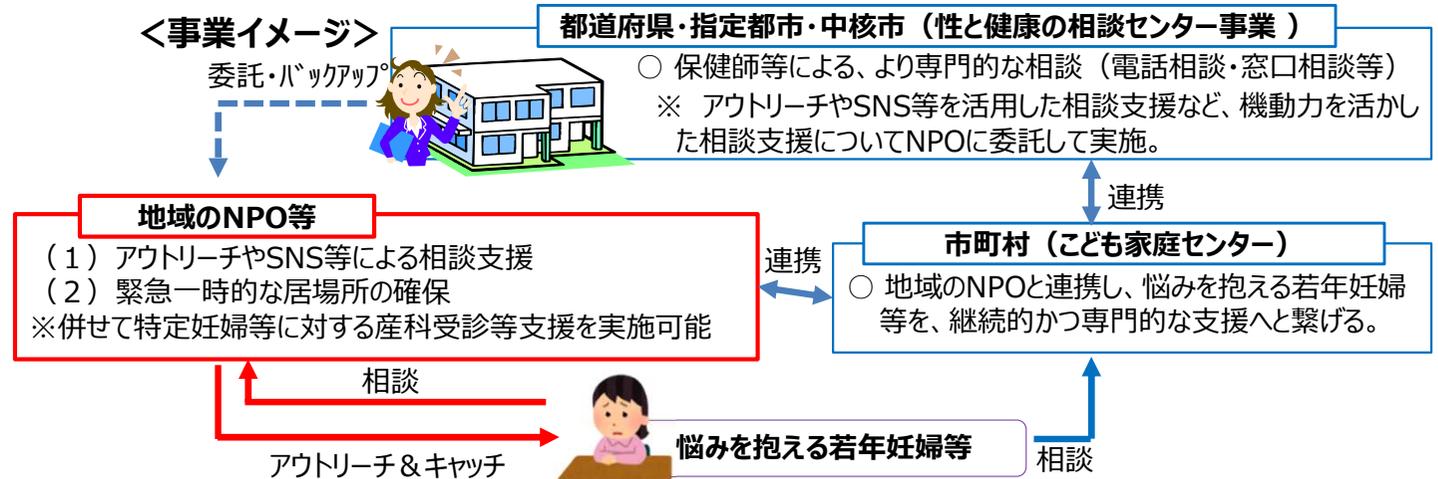
## 内容

### ◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

### ◆ 内容

- 相談支援等
  - 窓口相談
  - アウトリーチによる相談
  - コーディネート業務
  - SNS等を活用した相談
- 緊急一時的な居場所確保



## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数：27自治体
  - ・ 直営 5自治体（静岡県、京都府、仙台市、京都市、奈良市）
  - ・ 委託22自治体（北海道、青森県、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、鹿児島県、沖縄県、仙台市、京都市、宮崎市）

※ 令和5年度変更交付決定ベース

## 補助単価

### ◆ 補助単価

①直営	運営費	月額	186,500円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
②委託	基本分	月額	402,600円
	夜間休日対応加算	月額	61,000円
	SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

【平成29年度創設】

## 事業の目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

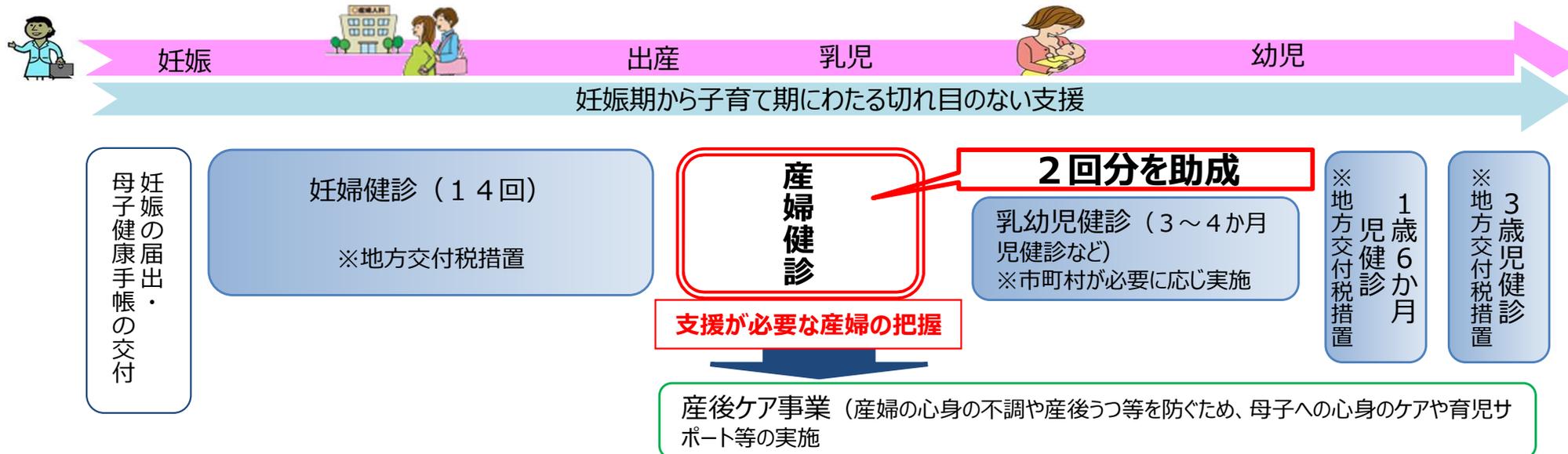
## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

### ◆ 内容

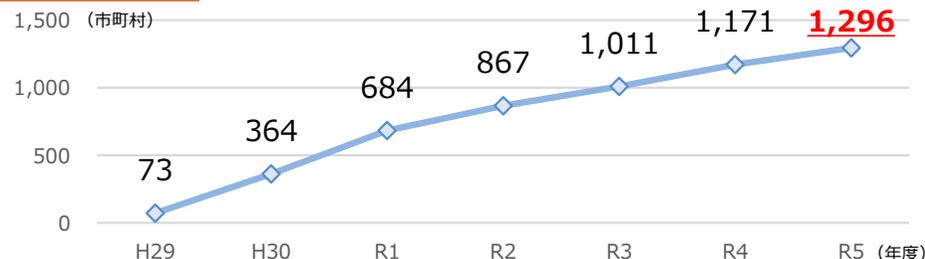
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



## 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価 : 1件あたり5,000円

## 事業実績



【平成26年度創設】

## 事業の目的

○ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

## 事業の概要

### ◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

### ◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

### ◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

### ◆ 実施担当者

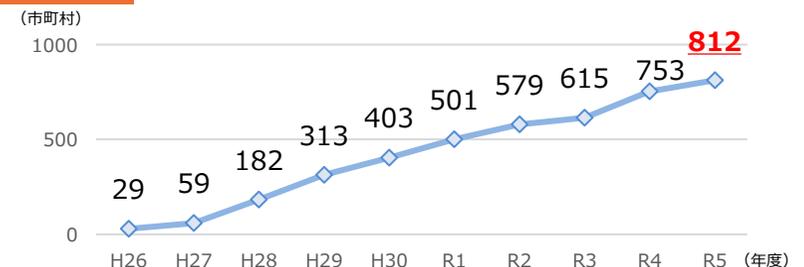
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

## 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：月額170,900円～2,781,600円（人口により異なる）  
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

## 事業実績



【令和3年度創設】

## 事業の目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

## 事業の概要

### (1) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



### (2) ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- ※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

## 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市  
【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2  
【補助単価案】 (1) 月額 695,000円  
(2) 月額 209,000円

## 事業実績

- 【実施自治体数】 21自治体  
※令和5年度変更交付決定ベース

【平成26年度創設】

## 事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

## 事業の概要

### 1. 市町村事業

#### （1）産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

#### （2）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

#### （3）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）

こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

### 2. 都道府県事業

#### ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

## 実施主体等

【実施主体】 1. 市町村 2. 都道府県 【補助率】 1 / 2

## 現 状

### 無戸籍者問題の現状

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。

▷ 無戸籍者問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であり、平成18年以後大きく取り上げられ、特に平成27年以後は省内に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するなど、対策を講じている。

### 令和7年2月10日現在の無戸籍者数

把握した無戸籍者の累計数	5, 118人
解消された数	4, 411人
無戸籍者の数	707人
(うち成年者)	203人

## 対 策

### 制度的対応

無戸籍者問題を解消する観点から、嫡出推定制度の見直し等をした「民法等の一部を改正する法律」が、令和4年12月10日に成立した（12月16日公布）。

#### 【改正法の概要】

- 嫡出推定規定を見直し、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するとの原則は維持しつつ、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設ける。あわせて、女性の再婚禁止期間を廃止する。
- 嫡出否認権を、現行法の夫のみならず、子及び母にも認める。
- 嫡出否認の訴えの出訴期間を、現行法の1年から3年に延長

▷ 改正法は、令和6年4月1日に施行

なお、子や母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について否認することができる。

### 行政上の取組

子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

#### 【対策の3本柱】

- ① 市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握
  - ・ 出生の届出が遅れている子、現に無戸籍である者について関係機関等（児童相談所、家庭裁判所、法テラス等）と連携し幅広く情報収集
- ② 把握した情報に基づき、無戸籍者の母親等に寄り添った支援
  - ・ 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減
  - ・ 裁判費用等の相談があった場合には、法テラスで民事法律扶助制度について案内
  - ・ 市区町村等の地元機関と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援
  - ・ 民法改正の趣旨を踏まえ、無戸籍者等が適切に否認権を行使できるよう支援
- ③ 上記①・②に資するための関係機関との連携
  - ・ 法務省において、無戸籍者ゼロタスクフォース会議を開催し、関係省庁等と密接に連携
  - ・ 各法務局において、関係機関と協議会会議を開催し、密接に連携

# 学生のメンタルヘルスケア支援等

## 大学等への要請、関係省庁等との連携

### ◎ 大学等への通知や大学等の教職員が出席する会議等での累次にわたる要請

- ・学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、カウンセラーや医師等の専門家や関係機関との連携、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応、相談窓口の情報等が学生一人一人に行き渡る手段を確保するなど効果的な情報発信について依頼
- ・併せて、厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報や、「学生の自殺防止のためのガイドライン」（日本学生相談学会）等について、各大学等に周知

## 大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

### ◎ 学生の修学状況（中退・休学）等に関する調査

- ・中途退学者・休学者の状況等について調査
- ・令和5年度では、学生全体に占める中退者及び休学者の割合が令和4年度と比べて全体では増加傾向（中退者：2.09%→2.17%、休学者：2.24%→2.95%）
- ・令和5年度では、中退理由として「転学・進路変更等」が前年度より増加（前年度比+4.2ポイント）、休学理由として「海外留学」及び「転学・進路変更等」が前年度より増加（前年度比+1.8ポイント）



### ◎ 大学における死亡学生実態調査

- ・公益社団法人全国大学保健管理協会及び一般社団法人国立大学保健管理施設協議会において実施している、全国の国公立大学・短期大学の学生における死亡実態の調査結果について、全ての大学・短期大学に周知
- ・令和5年度は、推定される自殺の背景として、最も多い「不明」を除くと、「学業不振」及び「進路に関する悩み」が多い（学業不振：9.4%、進路に関する悩み：7.0%）



### ◎ (独)日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」(隔年実施)

- ・学生のメンタルヘルスの支援を含む各大学等の学生支援の取組状況を調査
- ・ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携を実施
- ・また、調査回答を活用し、「コロナ禍における学生同士の交流に関する取組事例集」をとりまとめ



### ◎ (独)日本学生支援機構「学生生活調査」(隔年実施)

- ・学生の不安や悩みを含めた学生生活状況を調査
- ・令和4年度は、不安や悩みについて、「希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ」と回答した者の割合が最も高い（大学学部:68.6%、短期大学:58.4%、大学院(修士課程):48.8%、大学院(博士課程):48.4%、大学院(専門職学位課程):40.0%）



## 学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

### ◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」等を毎年度開催



# フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局  
在宅労働課フリーランス就業環境整備室  
(内線5193)

令和7年度予定額 67百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額  
令和7年度予定額 2.0億円 (2.0億円)

労働特区			子子特区	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/3				約2/3

## 1 事業の目的

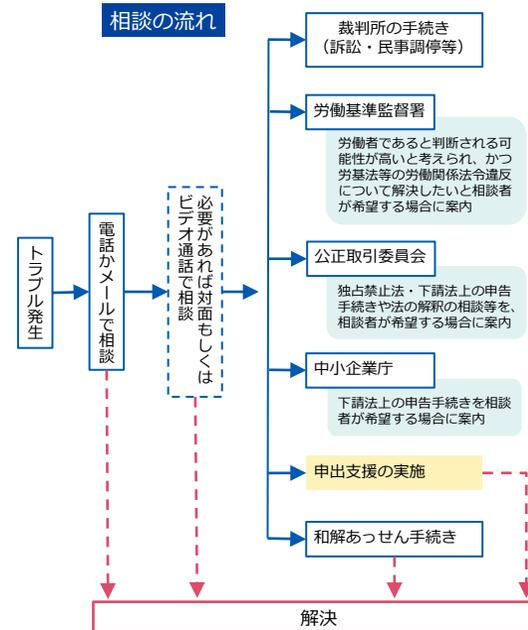
- フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月に施行され、今後もフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム等

### 【事業の概要】

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルなどについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置、運営

- 弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施



フリーランス・個人事業主の方へ!  
(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

## 弁護士に無料相談できます!

フリーランス・トラブル110番

こんなトラブルで悩んでいませんか?

- あいまいな契約**  
報酬が支払われない・仕事でのめんどろ、口癖でのやり取りがめんどろ、契約内容がない、修正のやり取りで作業が完了しない
- ハラスメント**  
精神的な被害や肉体的な被害、一方的な契約の締結、などロクソ行、セクハラ行為
- 報酬の未払い**  
報酬の支払いの遅延・滞り、報酬の引当り金なし、納品後のクライアント会社の倒産、経営不善

弁護士による**和解あっせん**でワンストップで解決することができます!  
 弁護士が対応  秘密厳守  匿名相談可  対面・Web相談可  和解あっせん手続費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの苦悩をサポートします!

## 3 実施主体

民間事業者等 (委託事業)

## 4 事業実績

- 令和5年度相談件数: 8,986件
- 和解あっせん受付件数: 207件

## 就職支援プログラムによる早期再就職の支援

令和7年度当初予算案 28億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。また、コロナ後の労働市場環境を見据え、業種間・職種間移動に対応した早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

## 2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

また、全国10箇所のハローワークにおいて、民間のデジタル技術のノウハウを活用した早期再就職支援の実証・検証を行うための調査研究等を行う。

## 《実施体制》

- ・ 就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人 → 379人
- ・ 就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人 → 0人

## 《令和5年度実績》

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約10万人  
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約8.6万人  
再就職支援プログラム利用者の就職率 85.5%

## 《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等



雇用保険受給者等



ハローワーク

担当者制による就職支援



就職

# マザーズハローワーク事業

令和7年度当初予算案 42億円（42億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

## 1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所	マザーズハローワーク	23か所	(前年度同数)
	マザーズコーナー	183か所	(前年度同数)
実施体制	職業相談員	239人	(前年度同数)
	就職支援ナビゲーター	325人	(前年度同数)
	求人者支援員	33人	(前年度同数)

### 事業実績

令和5年度重点支援対象者 就職件数  
63,081件



### 支援内容

- 一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援  
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（23か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進  
子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（53か所→68か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

### マザーズハローワークへの誘導

・SNS・HPによる  
情報発信

・動画を活用した  
周知・広報の実施

・キッズコーナー等の整備

・アウトリーチ型支援の  
実施（出張相談・出張セミナー）



ハローワーク

・職業相談  
(担当者制・予約制)  
オンライン職業相談

### 就職支援メニューの提供

・職業紹介  
オンライン職業紹介

・オンライン求人情報提供

・仕事と子育てが両立しやすい  
求人情報の収集・開拓

・セミナー（面接対策等）  
パソコン講習

・オンラインセミナー・面接会

・保育情報や子育て支援  
サービス情報の提供



子育て中  
の女性等

# ハローワークにおける専門家による巡回相談

令和7年度当初予算案 134百万円（136百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

## 1 事業の目的

ハローワークを利用する求職者の中には、きめ細かな就職支援と同時に、就職に関連した様々な生活支援等（心の健康相談、多重債務問題、社会保険関係、税金関係等）を必要としている者が少なくない。

このため、各地域の求職者のニーズを踏まえつつ、ハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、税理士等の専門家による巡回相談を実施。

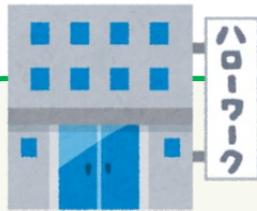
## 2 事業の概要等

### 求職者

- ・ 雇止め等による予期せぬ失業
- ・ 業績悪化等による失業への不安等



来所



### ハローワーク

- ハローワーク職員によるきめ細かな職業相談を実施
- 相談過程で心の不調により就職活動に支障を来す者（※）を把握し、専門家による相談に誘導  
※将来への不安を抱える求職者、高いストレス状態にある者、うつ状態に陥るおそれのある者 など
- 誘導後も並行して再就職に向けた職業相談を実施

誘導

### 専門家による巡回相談を実施

- ・ 臨床心理士、産業カウンセラー、精神保健福祉士等の専門家へ委嘱
- ・ 予約制により、ハローワーク内で専門家による個別相談を実施



再就職に向けた円滑な就職活動の支援

就職



# 求職者のストレスチェック及びメール相談事業

令和7年度当初予算案 5百万円（5百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

## 1 事業の目的

ハローワークを訪れる求職者の中には、失業していることにより高いストレス状態に置かれている者がみられる。

高いストレス状態が長く続くことは、求職活動を進める上で好ましいことではなく、支障を来すことも多いことから、ストレスによって引き起こされる心の焦りや不安などの軽減を図ることで、早期再就職支援を促進することが必要。

このため、以下の取組を民間事業者に委託して実施

- ①求職者自らが現在のストレス状態を把握するための「ストレスチェックシート」を記載したリーフレットを作成・配布
- ②特にストレス状態が高い求職者に対しては、専門家による「メール相談」を受けられる体制を整備

## 2 事業の概要等

### 支援サービスの内容

- ①「ストレスによって生じる心配や不安な気持ち（例）」、「ストレスチェックシート」等を記載したリーフレットを作成・配布  
※求職者自らがチェックシートの設問に答えることで、現在のストレス状態が把握できる。

次のような心配や不安な気持ちで困っていませんか？

- ◆ 就職活動をしているが自信がまったく持てない…
- ◆ ちゃんと働いていけるのか非常に心配である…
- ◆ 何の仕事をしていいのかわからない…
- ◆ 家族や周囲になかなか理解してもらえない…
- ◆ 就職したものの職場でうまくいかず つらい…

ストレスチェックシート(裏面)を活用して、  
現在のあなたのストレス状態をチェックしてみてください。  
簡単な11の設問に答えることで、  
あなたが現在抱えているストレスの程度を  
知ることができます。

ストレスチェック  
裏面をご覧ください

### ストレス状態をチェックしてみましょう

STEP 1 最近1カ月間のあなたの心身の状態についてうかがいます。  
最もあてはまる状態に応じた数字(点数を表します)に「○」を付けてください。

【設問】	ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった
Q1. ひどく疲れた	1	2	3	4
Q2. へとへとだ	1	2	3	4
Q3. だるい	1	2	3	4
Q4. 気ははりつめている	1	2	3	4
Q5. 不安だ	1	2	3	4
Q6. 落ち意かない	1	2	3	4
Q7. ゆううつだ	1	2	3	4
Q8. 何をしても面倒だ	1	2	3	4
Q9. 気分が晴れない	1	2	3	4
Q10. 食欲がない	1	2	3	4
Q11. よく眠れない	1	2	3	4

※「職業性ストレス簡易調査票」(東京医科大学作成)より抜粋

STEP 2 各設問について「○」を付けた数字を合計してください。  
合計が 31点以上 だった方は、ストレス過多 となっている  
可能性があります。

合計  
点

- ②「求職活動」をはじめ、「職場」、「仕事」、「自分の性格」等に関する悩みについて、一人ひとりの相談内容に応じて、専門家による助言・アドバイスのサポートをメールを通じて実施

### メール相談 及び 専門家によるサポート

メール相談を開始するためには下記 URL または二次元バーコードへアクセスし、相談内容などを専用ページから送信してください。

- ◆ 平日は、原則として2日以内に回答いたします。土日・祝日、お盆前後、年末・年始は回答が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 3日以上経っても回答がない場合は、「ご入力いただいたあなたのメールアドレスが間違っていること」などが考えられますので、お手数ですが、メールアドレスをご確認の上、再度専用ページに相談内容などをご入力いただき、送信をお願いします。
- ◆ 相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

専門スタッフが、あなたの悩みを真摯に受けとめ、ストレス軽減に向けて助言・アドバイスをメールでサポートいたします。  
あなたの心身の状態や相談内容によって引き続きフォローアップもいたします。

# トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

令和7年度当初予算案 3.1億円（3.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【対象労働者】

- 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者
- 離職している期間が1年超の者
- 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者
- 60歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者
- 特別の配慮を要する者（生活保護受給者、ウクライナ避難民等）

### 【支給額】

月額4万円（最大3か月）

- ※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。
- ※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。
- ※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期から受給が可能。
- ※ 令和4年5月30日から、ウクライナ避難民も助成対象に加えている。

## 3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和5年度）

- ・支給人数：2,154人
- ・支給決定額：2.3億円
- ・トライアル雇用開始者数：2,914人
- ・常用雇用移行率：70.0%

### 【助成のイメージ】

トライアル雇用開始

本雇用契約 締結

トライアル雇用  
有期雇用契約（原則3か月）

期間の定めのない雇用  
（常用）

賃金の一部を助成

# 基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。  
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
  - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
  - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 本事業については、原則として基幹相談支援センターに対する補助とし、法律上明記されている「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助として機能強化の促進を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

### 見直し後

- ① 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。※新たに②③の事業実施を補助要件とする  
(注)主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
- ③ 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

# 行政相談

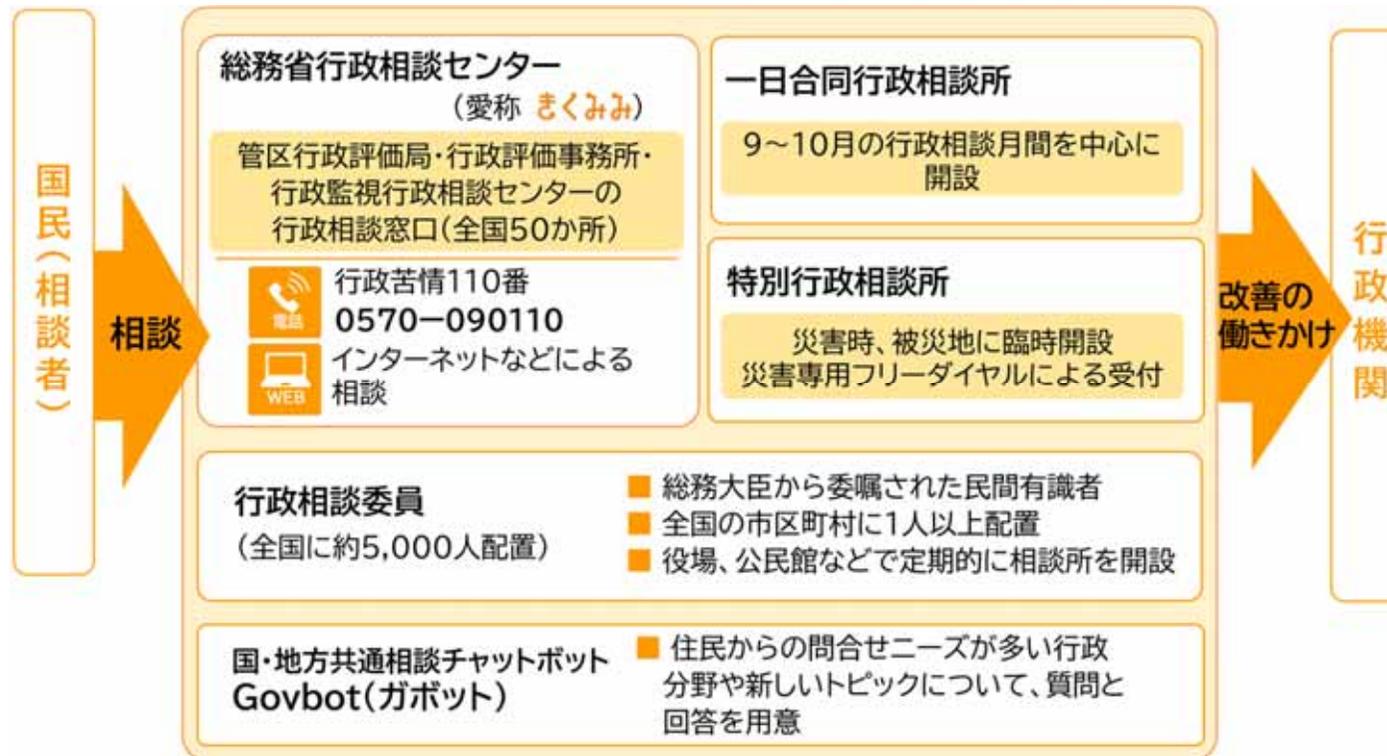
令和7年度当初予算(案): 722百万円の内数

## 【概要】

国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、どこに相談したらよいか分からないものを含め、幅広い分野の相談を様々な窓口で受け付け、相談内容の解決、行政の制度・運営の改善を図る。

相談は無料で、秘密は厳守。

令和5年度は、約14万件の相談を受付。



## 関連施策との連携等

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有しており、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政府の総合政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、孤独・孤立の問題を抱える当事者への広報活動、多様な相談手段の活用の強化により、当事者が行政相談を利用することで、困りごとの解決を図る。

# 地域自殺対策強化交付金

令和7年度予算案 32.1億円

## 事業概要・目的

### 【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

### 【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

## 事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

### <①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

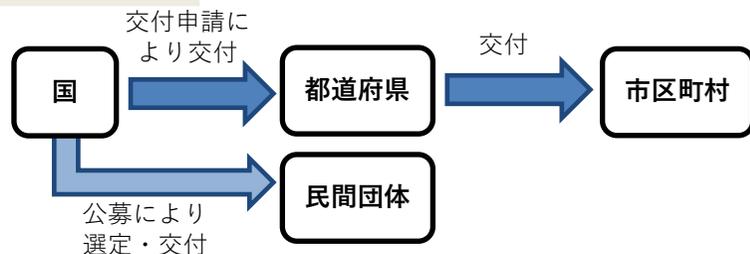
等

### <②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
  - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
  - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
  - ・ゲートキーパーになった者に対する支援

等

## 資金の流れ



## 期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算 20億円の内数

(38億円の内訳)  
地域自殺対策強化交付金 32億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家 で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
  - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

# 寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和7年度予算案

412億円の内数

## 1. 概要

### (1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

### (2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

### (3) 実施団体

令和6年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

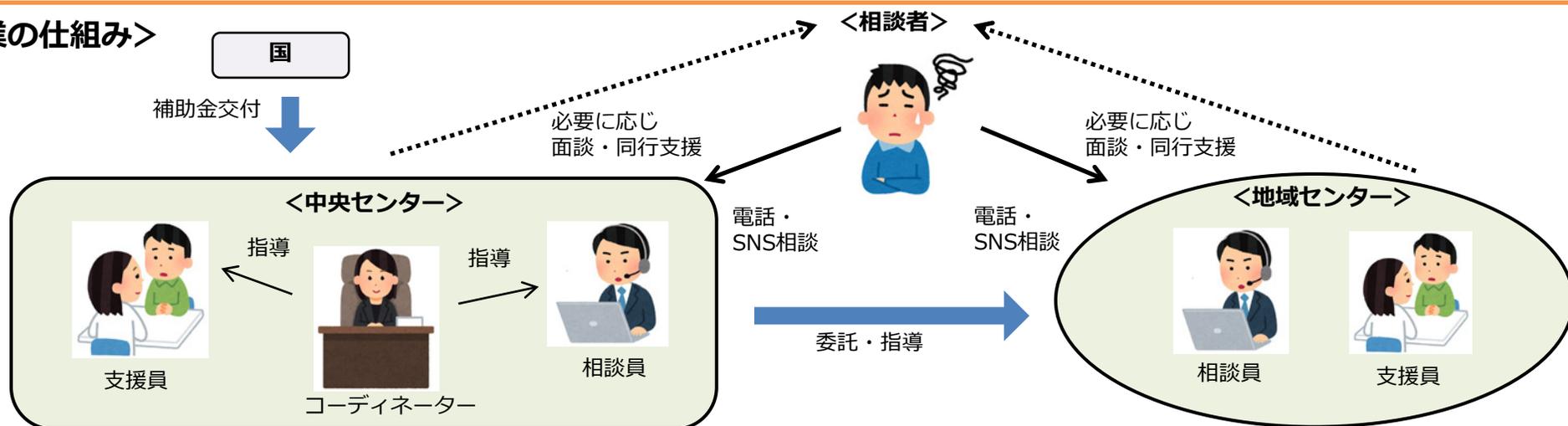
(参考)  
令和4年度相談件数  
約19.1万件



## 2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(被災3県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

### <事業の仕組み>



# 国家公務員の心の健康づくり（内閣官房内閣人事局）

7年度予算決定額

0.12億円

（6年度予算額

0.12億円）

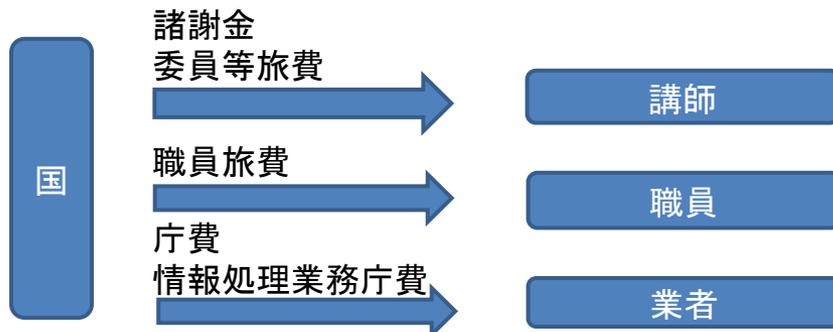
## 事業概要・目的

- 職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化、テレワーク等新たな働き方の進展の中での心の健康への影響に伴う職員のストレス要因の増加に鑑み、職員一人一人の心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰の支援と再発防止を目的として、以下のセミナー等を実施しています。
- ①管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー  
対象：国の機関の管理監督者
- ②カウンセラー・相談員のための講習会  
対象：国の機関のカウンセラー・相談員
- ③メンタルヘルス対策のための「eラーニング」  
対象：新任幹部級・新任課長級職員・新任管理者等

## 事業イメージ・具体例

- ① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー  
管理監督者としての、心が不健康な職員への対応方法等を学びます。
- ② カウンセラー・相談員のための講習会  
カウンセラーの役割、カウンセリングに関する基礎的知識を学び、実践的演習を通じて相談者への対応方法を習得します。
- ③ メンタルヘルス対策のための「eラーニング」  
メンタルヘルスケアに関する基礎的な知識・理解を深めます。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- メンタルヘルスに関する知識・理解が深まることで、心が不健康な状態となることの未然防止や早期対応が可能となるほか、長期病休となった職員の円滑な復帰支援が期待されます。
- 上記①、②においては、参加者による意見交換、発表が行われるため、各府省の問題意識、好事例が共有されることで、自府省の取組改善につながります。

# 孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

## 1 カウンセリング・相談体制の充実（令和7年度予算案：約2億円）

### (1) 現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

### (2) 具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
  - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい
  - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
  - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
  - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
  - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



自殺事故防止ポスター



LINEを活用した相談窓口

# 「こころの健康相談室の運営」

令和7年度予算(案)額 4,121千円

## 事業概要・目的

「こころの健康相談室」は、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与するため、開設している。

近年、職務の複雑化・高度化、テレワークをはじめとする働き方の変化、職場における世代間の格差や人間関係の変化、価値観の多様化等により、ストレス因子が増大しており、心の健康の問題によって1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者数は高い状況にある。

令和3年度において、心の健康の問題による長期病休者数は4,760人であり、長期病休者全体の73.2%を占める。

また、若年層の長期病休者率は、平成27年度以降上昇傾向が続いており、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

## 事業イメージ・具体例

相談のため本院及び地方事務局(所)を訪れることが時間的・地理的・心理的に困難な職員がいることや、若年層は対面よりもオンラインによる相談の方が相談しやすいことなどから、令和4年度より一部の窓口でオンライン相談を導入した。令和5年7月には、全ての窓口でオンライン相談を拡充した。

令和5年度の相談件数は、オンライン相談導入前の令和3年度と比べて約1.5倍に増加し、相談件数のうち約2割をオンライン相談が占める結果となった。

## こころの健康相談室

最近ちょっと疲れていると感じていませんか

オンライン相談もできます。

一人で悩まず相談してみませんか  
専門家があなたのお話を伺います

- 対象 一般職国家公務員とその家族、職場の上司・同僚等
- 相談内容 職員本人の心の悩みに関する相談、職員に関する家族からの相談、上司、同僚、健康管理担当者等からの相談等。相談内容等の秘密は厳守します。相談は無料です。
- 相談方式 心の健康づくりの専門家との面談方式(対面又はオンライン)
- 相談日 毎月特定の日に開設しています。  
詳細は、本院又は地方事務局(所)へお問い合わせください。

人事院職員福祉局職員福祉課健康班 (東京都千代田区) ☎ 03-3581-5311(代2560)	人事院北海道事務局 第一課公平勤務係 (札幌市) ☎ 011-241-1249
人事院東北事務局 第一課公平勤務係 (仙台市) ☎ 022-221-2002	人事院関東事務局 第一課公平勤務係 (さいたま市) ☎ 048-740-2005
人事院中部事務局 第一課公平勤務係 (名古屋市) ☎ 052-961-6639	人事院近畿事務局 第一課公平勤務係 (大阪市) ☎ 06-4796-2181
人事院中国事務局 第一課公平勤務係 (広島市) ☎ 082-228-1182	人事院四国事務局 第一課公平勤務係 (高松市) ☎ 087-880-7441
人事院九州事務局 第一課公平勤務係 (福岡市) ☎ 092-431-7732	人事院沖縄事務局 総務課相談室担当 (那覇市) ☎ 098-834-8400

(参考)周知用ポスター

## 資金の流れ



雑役務費



民間企業

## 期待される効果

相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、「こころの健康相談室」への相談が増えることで、職員の心の不調を早期に発見して適切に対応することができる。また、これにより、長期病休者の増加に歯止めがかかることが期待される。

# メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

## 事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施や個別の事案への対応方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

## 対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

## 地方公共団体等

### 【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調者等に対する個別具体的な対応策
- ・ハラスメント事案に対する対応
- ・ストレスチェックの実施方法
- ・職場のメンタルヘルス全般に関すること等

### 相談

(電話、メール)  
※オンラインは事前に調整

### サポート

(電話、オンライン、メールでアドバイス。  
必要な場合、現地で対応)

※相談事例をとりまとめ、ホームページ等で情報発信

### サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)

## 地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

- ・電話、オンライン相談受付:原則週2日【月・木】  
10:00~16:00(12:00~13:00を除く)  
電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)  
※相談受付日は、協会ホームページに掲載  
※オンライン相談は、Teams、Zoom等を使用
- ・メール相談受付:全日24時間  
アドレス:menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

- ・メンタルヘルス相談員



地方公務員災害補償基金  
メンタルヘルス対策サポート推進室

連携

# DV被害者等セーフティネット強化支援事業

令和7年度概算決定額 **3.1億円**  
(令和6年度予算額 3.3億円)

## 事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
  - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）
  - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充や法定協議会の設置等を定めた改正法の施行など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が懸念される状況にあり、財政面、人的基盤等が厳しい状況にある民間シェルター等の官民連携による活動の促進や、相談体制の充実などが更に重要になっています。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」においても、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組を支援すること、多様な相談ニーズに対応すること等としています。

## 事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）  
交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）  
対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費  
①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援  
③切れ目ない総合的支援  
④加害者プログラムの実施 等  
交付率：国 3/4
- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用



# 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度概算決定額 497百万円】  
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

## 目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

## 概要

- ◆ 交付先： 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
  - ①相談センターの運営費等  
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
  - ②被害者の医療費等  
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
  - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

## 予算スキーム

内閣府

交付金

### 都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業  
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業  
(被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援事業

性犯罪・性暴力被害者  
のための  
ワンストップ支援センター

# 性暴力被害者等相談体制整備事業

令和7年度概算決定額 0.2億円  
(令和6年度予算額 0.2億円)

## 事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図ることとされています。
- また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加傾向であり、多くの相談が寄せられているところです。
- 性犯罪・性暴力被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、全国共通番号（#8891）の通話料無料の運用を図り、相談者の利便性の向上を図ります。

## 事業イメージ・具体例

- 全国共通番号（#8891）の無料運営により、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援につなげるため、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの電話につながります。
- また、同番号の周知を図るため、広報用携帯カード等を作成し、地方公共団体等に配布します。



# 都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和7年度予算案  
10,544千円

## 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



## 性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。

性犯罪被害相談電話  
シャープ ハートさん  
#8103

(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。)

あなたへの心に  
寄り添いたい

ひとりですみません  
まずは相談してみませんか

相談してね！  
知覚被害等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

警察庁  
National Police Agency

各都道府県警察の  
性犯罪被害相談電話  
窓口はこちら

※性別・年齢にかかわらず相談できます。匿名での相談も可能です。●発信は守ります。  
●緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。●土日・祝日及び休務期間外は、当番で対応します。  
●1ヶ所から「#8103」に発信すると、通話料が発生する場合があります。通話料の発生を抑制するため、  
各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口は無料サービスです。

※通話料・性暴力で悩んでいる方へ【国民相談窓口】  
内線・外線・通話料発生時 03-3568-8891

性暴力に関するSNS情報  
内線・外線・通話料発生時 03-3568-8891

## カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



### カウンセリングに関する専門的技術を有する職員の配置

警察庁において、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和6年4月現在、全都道府県警察で計209人（うち公認心理師等167人）の部内カウンセラーを配置している。

### カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

### 部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

○ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

○ 電話相談、面接相談

○ 病院や裁判所等への付添い

○ 被害者・遺族の自助グループ支援

○ ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

# 電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費

電気通信分野における急速な技術革新に伴い高度化・多様化する電気通信サービスの進展に対応して、電気通信市場の健全な発達、適正な利用者保護等を図るための施策を総合的に実施。

電気通信消費者権利の保障に関する調査研究(本省)  
・ 電気通信サービスの利用環境整備に関する調査研究  
・ 不適正利用に関する調査研究  
・ 利用者情報の取扱いに関する調査研究 等

ICT社会における苦情・相談処理システムの整備・充実  
特定電子メール等送信適正化業務委託

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

電気通信サービスにおける販売状況多様化・消費者保護ルール等の遵守状況の実態把握  
販売代理店届出制度の運用に係るシステムの整備・充実等  
不適正利用による特殊詐欺対応相談業務等請負

(事業主体) 民間企業(シンクタンク、システム運用)、総務省 等  
(事業スキーム) 調査研究(請負)、業務委託 等  
(計画年度) 平成6年度～

令和7年度予算額(案) 420百万円(総務省要求)、67百万円(デジタル庁計上)  
(令和6年度予算額 399百万円(総務省要求)、71百万円(デジタル庁計上))  
(一部は「インターネット上の偽・誤情報等への総合的対策の推進」に移管)

# 令和6年度外国人受入環境整備交付金の概要について

## 概要

### ■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

### ■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

### ■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

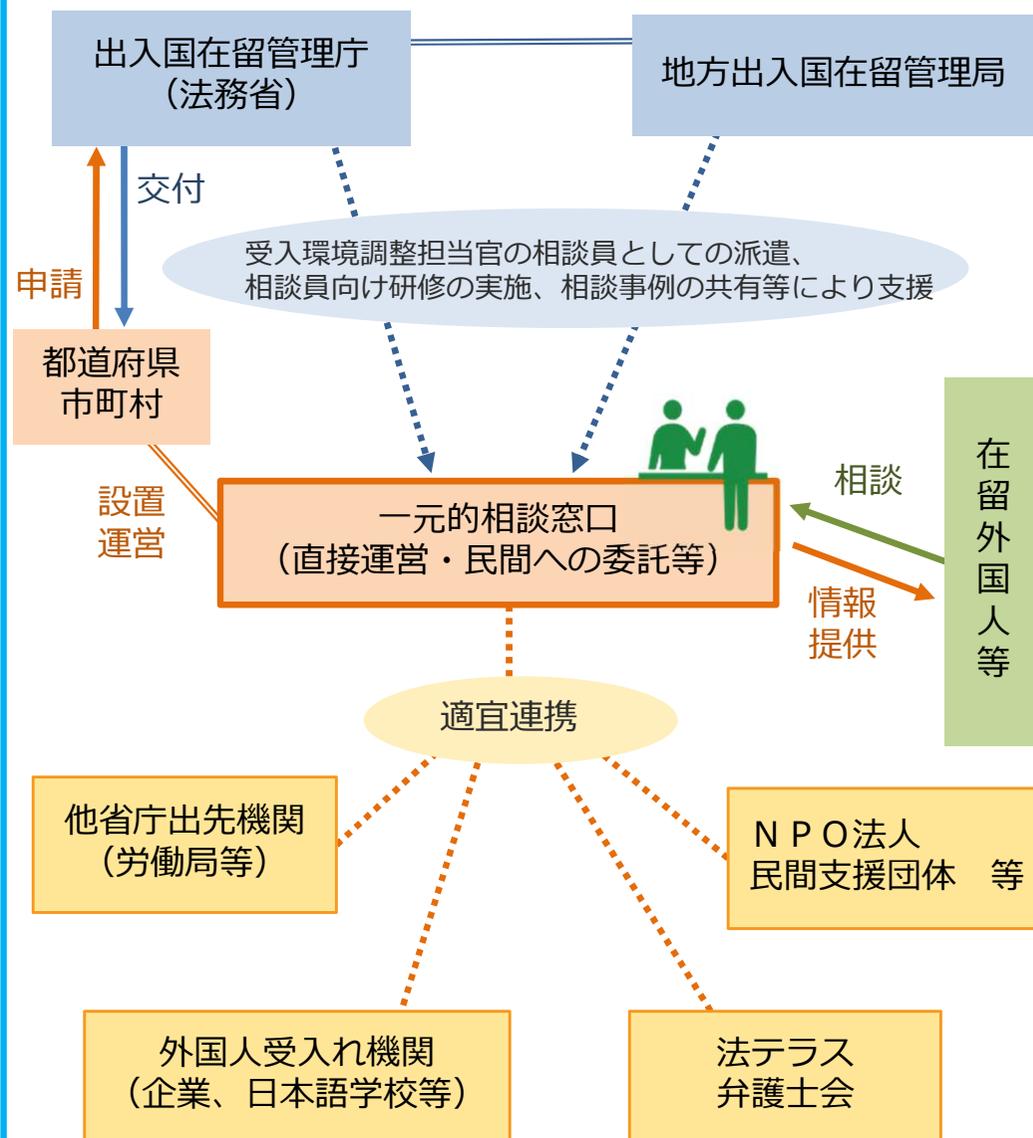
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

### ■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1 (※)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

## 事業スキーム



# 「更生保護に関する地域援助」について

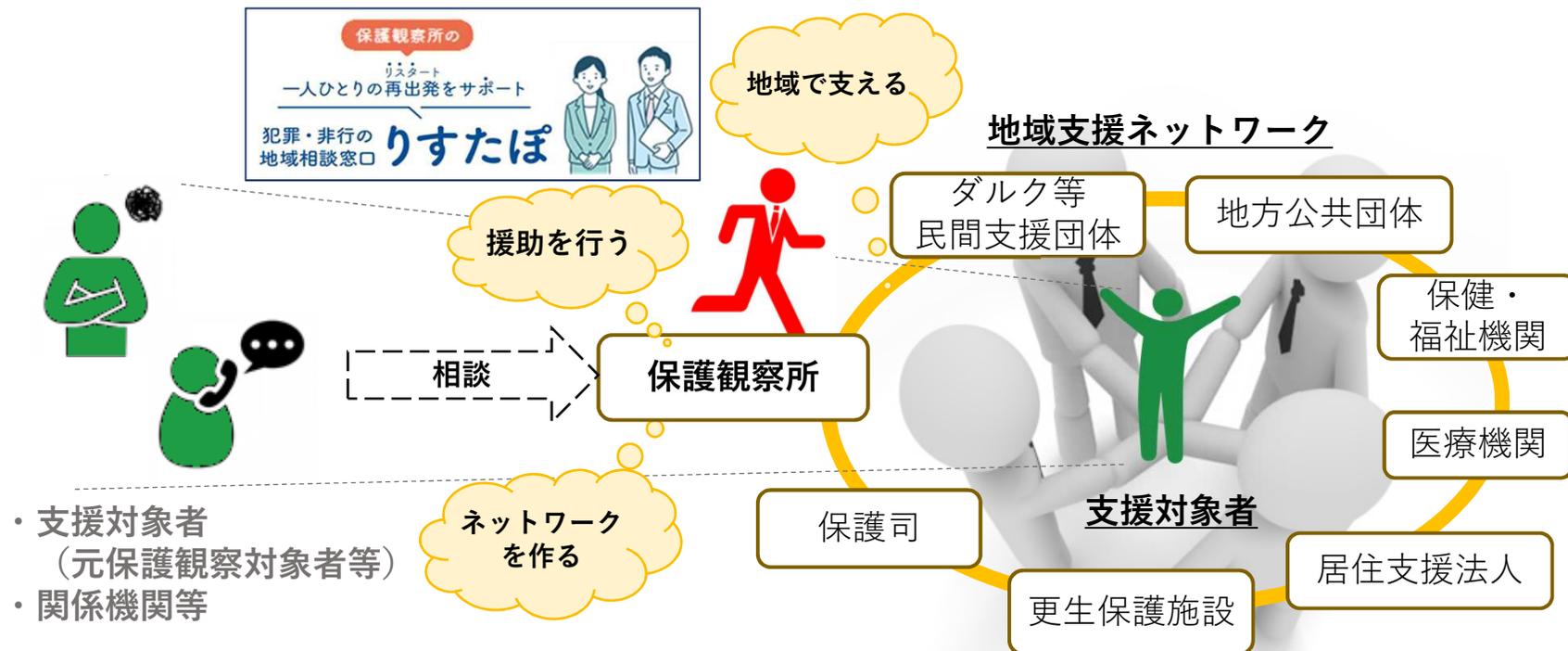
【R7予算(案)額 49,803千円の内数】

## 「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

### 【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う

保護観察所の取組～更生保護に関する地域援助～



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

# 在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託（外務省領事局海外邦人安全課）

令和7年度概算決定額 6,409千円

（令和6年度予算額 5,562千円）

## 事業概要・目的

○ 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。これらのNPOの一つによれば、外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想されている。

○ 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。なお、これらの相談対応をまとめた報告書は、今後の海外における孤独・孤立の実態把握にも繋がることが期待される。

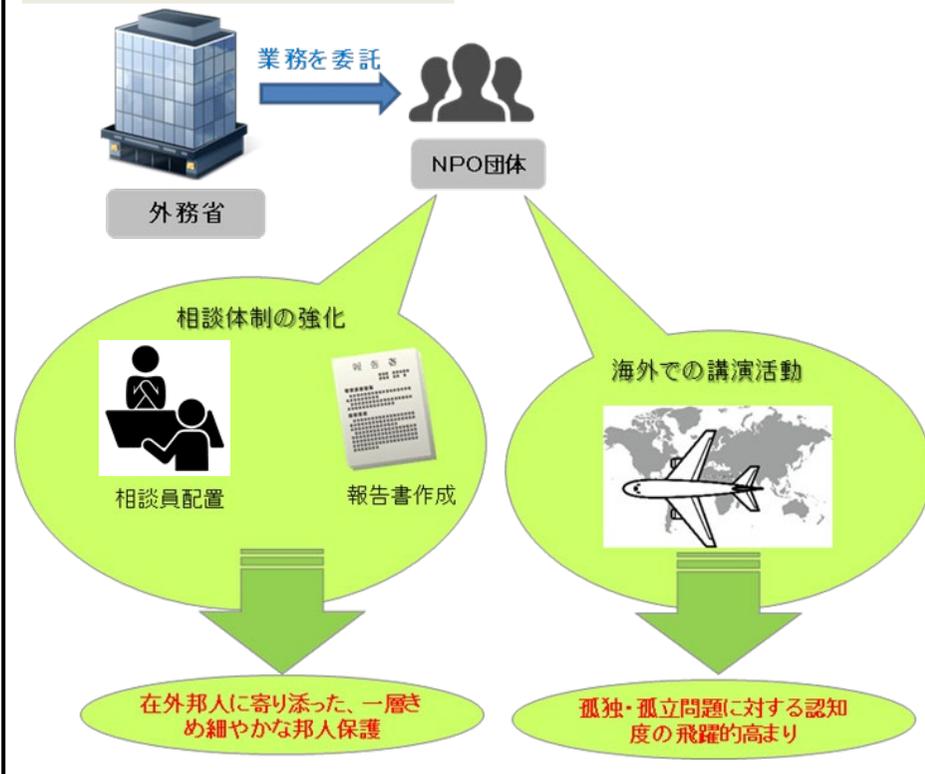
○ また、在外邦人の間では、孤独・孤立問題に対する感度・理解度が国内に比べ高くなく、専門家でない外務省職員による本問題の認知度向上の取組には限界があり、実際に相談に応じているNPO団体が海外に出張して講演会活動を行うことで、本問題の海外における認知度の飛躍的向上が期待できる。

○ 根拠となる政策等：

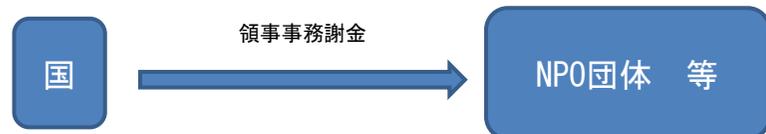
➢ 第1回孤独・孤立対策推進本部における岸田総理発言（令和6年4月19日）抜粋  
「関係大臣におかれては、既存の施策の運用改善や新規施策の検討など、更なる推進につながる取組をしっかりと検討してください。」

➢ 参議院予算委員会における林外務大臣（当時）の答弁（令和5年3月1日）抜粋  
「・・・外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。
- NPOが海外での講演活動を行うことで、孤独・孤立問題の認知度を飛躍的に高めることができる。

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額

86億円  
84億円）



文部科学省

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約35万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約13万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も1,306件と過去最多となる中、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進する必要がある。
- ◆ 近年、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、「子ども性暴力防止法」の趣旨等を踏まえ、性的虐待を含む学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実、同じく増加傾向であるヤングケアラー支援や貧困対策についても喫緊の課題。
- ◆ 児童生徒の抱える課題の早期発見・支援のため、関係機関と連携して、学校が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むための体制整備を支援。



## スクールカウンセラー等活用事業

令和7年度予算額（案） 6,212百万円（前年度予算額 6,085百万円）  
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）



## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和7年度予算額（案） 2,428百万円（前年度予算額 2,355百万円）  
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

<b>補助制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<b>求められる能力・資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）</li> <li>公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）</li> <li>社会福祉士、精神保健福祉士等</li> </ul>
<b>基盤となる配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全公立小中学校</b>に対する配置：27,500校 &lt;週4時間&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全中学校区</b>に対する配置：10,000校区 &lt;週3時間&gt;</li> </ul>
<b>重点配置</b> ・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> <b>11,300校</b>（← 10,000校）&lt;+週4時間&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b>：7,000校（← 5,700校）</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b>：2,000校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b>：2,300校</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> <b>11,000校</b>（← 10,000校）&lt;+週3時間&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b>：5,000校（← 4,000校）</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b>：2,500校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b>：2,500校</li> <li>&gt; <b>ヤングケアラー支援</b>：1,000校</li> </ul> </li> </ul>
<b>上記以外の質の向上、拠点の機能強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー：67人 &lt;週4時間&gt;</li> <li>教育支援センター：250箇所 &lt;週4時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援：67箇所 &lt;週40時間&gt;</li> <li>自殺予防教育の実施を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー：67人 &lt;週3時間&gt;</li> <li>教育支援センター：250箇所 &lt;週3時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援：67箇所 &lt;週40時間&gt;</li> </ul>
<b>SC配置以外の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等を活用した相談のための相談員の配置</li> <li>「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置</li> <li>専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援</li> </ul>	<p>&lt;重点配置について&gt; 学びの多様化学校や夜間中学への配置を含む。重点配置のメニューは重複活用可</p> <p>&lt;配置の工夫について&gt; 自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能（特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校や学びの多様化学校を想定）</p>

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# 自殺対策に関する調査研究等の推進

令和7年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

## 2 事業の概要

### 【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

### 【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的自殺研究推進プログラム)

### 【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

### 【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

### 【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

### 【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

## 3 実施主体等

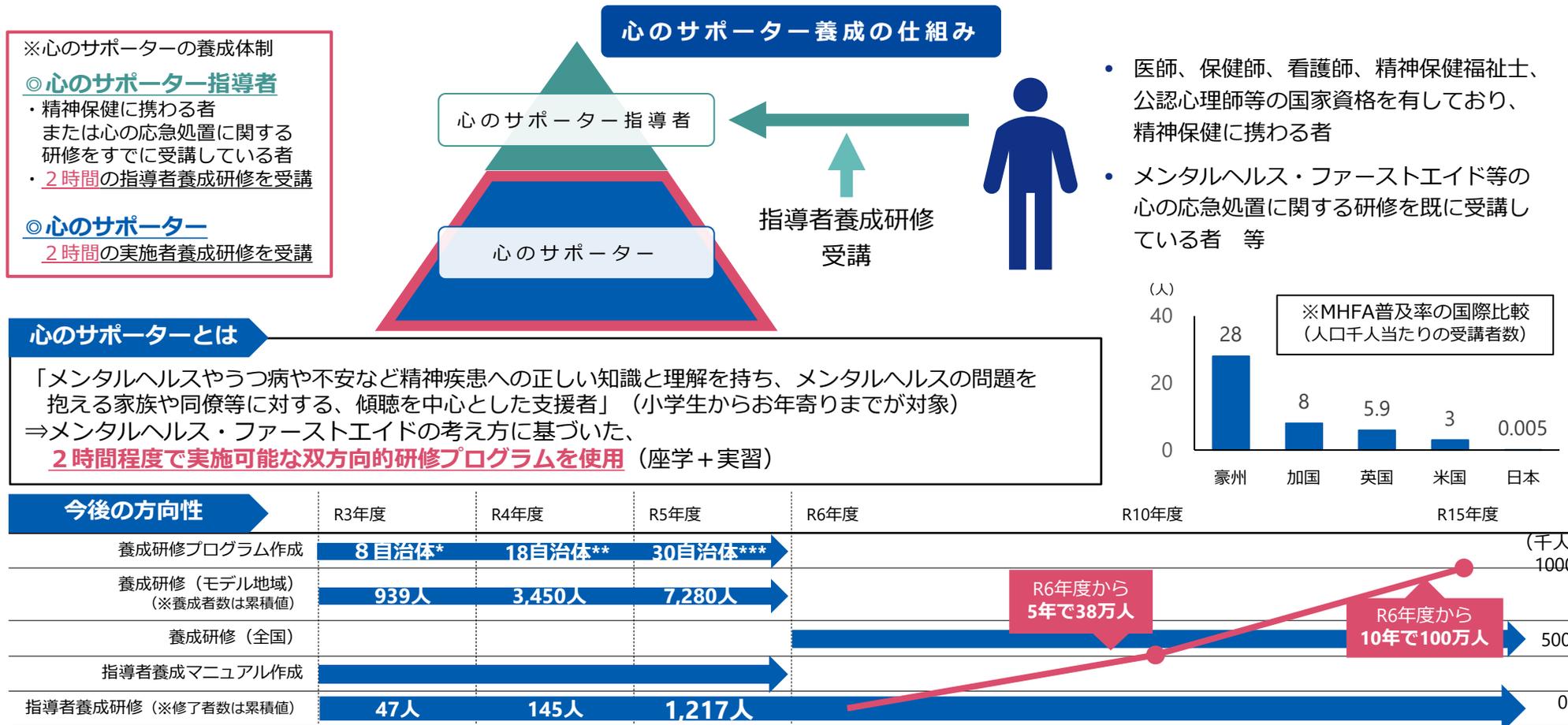
【実施主体】厚生労働大臣指定調査研究等法人 「いのち支える自殺対策推進センター」

【交付率】10/10

# 心のサポーター養成事業（令和6年度～）

令和6年度予算額 27,546千円 → 令和7年度予算案 27,546千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
  - ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。



\*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

\*\*R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

\*\*\*R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

# 孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

## 2 メンタルヘルス教育の実施（令和7年度予算案：約0.2億円）

### （1）現状

防衛省・自衛隊ではメンタルヘルス施策を推進する中で定期的に有識者の意見を伺っているところ、有識者からは「自衛隊には、任務の特性上、精強でなくてはならない、タフでなくてはならない」という考え方が根底にあり、**自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない**」との指摘を受けている。

### （2）具体的取組

メンタルヘルス教育を通し、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を防衛省・自衛隊内で広めるため、次の取組を実施している。

- 各種研修・講演会等対面教育の実施
- 講演会の動画配布による受講環境の整備
- 最新の知見等を盛り込んだ教育資料を全職員へ配布



隊員に対するメンタルヘルス教育の様子



防衛省・自衛隊独自の教材の一例

# 生活困窮者自立支援制度人材養成研修

令和7年度予算案：760億円の内数

生活困窮者自立支援員が専門職として目指すべきキャリアラダー

R6 設計

初任者

現任者

【国研修】

【都道府県研修】

【国で実施】

共通  
課程

主任相談支援員

相談支援員

就労支援員  
就労準備支援事業支援員  
(困窮者・被保護者合同)  
※制度別専門課程あり

家計改善支援事業支援員

居住支援事業  
支援員

子どもの学習・生活支援  
事業支援員

都道府県研修※

(修了要件)  
・参加型研修  
・企画チームでの企画運営  
・制度理念や基本姿勢を伝える  
・10.5時間以上で構成

修了証発行(都道府県)

ステップアップ(現任者向け)  
研修

- ・主任相談員ステップアップ研修
- ・相談支援員ステップアップ研修
- ・就労支援員・就労準備支援事業支援員ステップアップ研修
- ・家計改善支援事業支援員ステップアップ研修
- ・居住支援事業支援員ステップアップ研修
- ・子どもの学習・生活支援事業支援員ステップアップ研修

共通  
課程

R6 設計

<都道府県研修・自治体の体制整備に係る  
担当者研修>

※都道府県研修の実施や修了要件については「都道府県研修実施のためのスタートアップガイド」等を参照。

# 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和7年度当初予算案 22百万円

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、**市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施**する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修																				
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。																				
研修開催時期	令和7年9月～令和8年1月	令和7年9月～令和8年1月																				
開催回数	6回（いずれも同一内容とする。）	2回（いずれも同一内容とする。）																				
開催方法	オンライン	オンライン																				
1回あたり募集人数	20名程度	15名程度																				
カリキュラムイメージ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>研修時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解</td> <td>45分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 修了確認レポート作成</td> <td>15分程度</td> </tr> </tbody> </table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度	・ 修了確認レポート作成	15分程度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>研修時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td> <td>75分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性</td> <td>45分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td> <td>60分程度</td> </tr> </tbody> </table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度	・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度
	研修内容	研修時間																				
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度																				
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度																				
	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度																				
	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																				
・ 修了確認レポート作成	15分程度																					
研修内容	研修時間																					
・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度																					
・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度																					
・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																					

# 社会福祉士の資格取得ルート

「法」 ……社会福祉士及び介護福祉士法

法  
第7条  
第1号

法  
第7条  
第4号

法  
第7条  
第7号

法  
第7条  
第2号

法  
第7条  
第5号

法  
第7条  
第8号

法  
第7条  
第9号

法  
第7条  
第12号

法  
第7条  
第3号

法  
第7条  
第6号

法  
第7条  
第10号

法  
第7条  
第11号

## 福祉系大学ルート

## 短期養成施設ルート

## 一般養成施設ルート

福祉系  
大学等  
(4年)  
指定科  
目履修

福祉系  
短大等  
(3年)  
指定科  
目履修

福祉系  
短大等  
(2年)  
指定科  
目履修

福祉系  
大学等  
(4年)  
基礎科  
目履修

福祉系  
短大等  
(3年)  
基礎科  
目履修

福祉系  
短大等  
(2年)  
基礎科  
目履修

社会福祉  
主事  
養成機関

- ・ 児 童 福 祉 司
  - ・ 身 体 障 害 者 福 祉 司
  - ・ 査 指 導 員
  - ・ 知 的 障 害 者 福 祉 司
  - ・ 老 人 福 祉 指 導 主 事
- (実務4年)

一 般  
大 学 等  
(4年)

一 般  
短 大 等  
(3年)

一 般  
短 大 等  
(2年)

相 談 援 助 実 務  
(4年)

実 務 経 験  
(1年)

実 務 経 験  
(2年)

実 務 経 験  
(1年)

実 務 経 験  
(1年)

実 務 経 験  
(2年)

実 務 経 験  
(2年)

実 務 経 験  
(1年)

実 務 経 験  
(2年)

社会福祉士短期養成施設等(6月以上)

社会福祉士一般養成施設等  
(1年以上)

社会福祉士国家試験

社会福祉士資格取得(登録)

# 精神保健福祉士

## 資格の定義

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

## 主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、  
診療所、障害者支援施設、  
障害福祉サービス等事業所、行政  
機関（精神保健福祉センター、  
保健所）、保護観察所 等

## 有資格者の登録状況

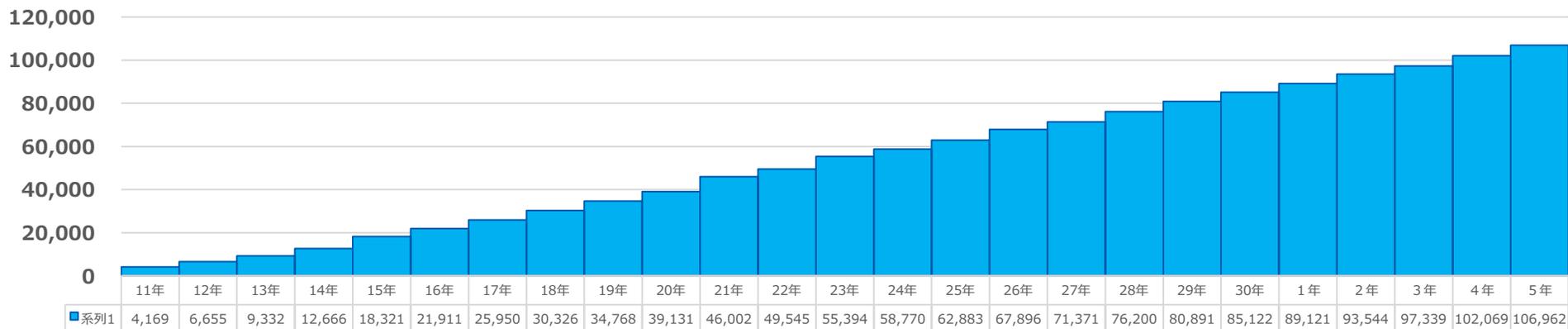
**106,962人**  
(令和6年3月末現在)

## 指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験  
センター

根拠：精神保健福祉士法  
第10条（試験事務）  
第35条（登録事務）

## 資格登録状況



※年度末時点の登録状況

# ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算案：760億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

## 市町村域

### ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

#### I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

#### II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

#### III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

#### 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

#### 生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

#### 自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

#### 就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

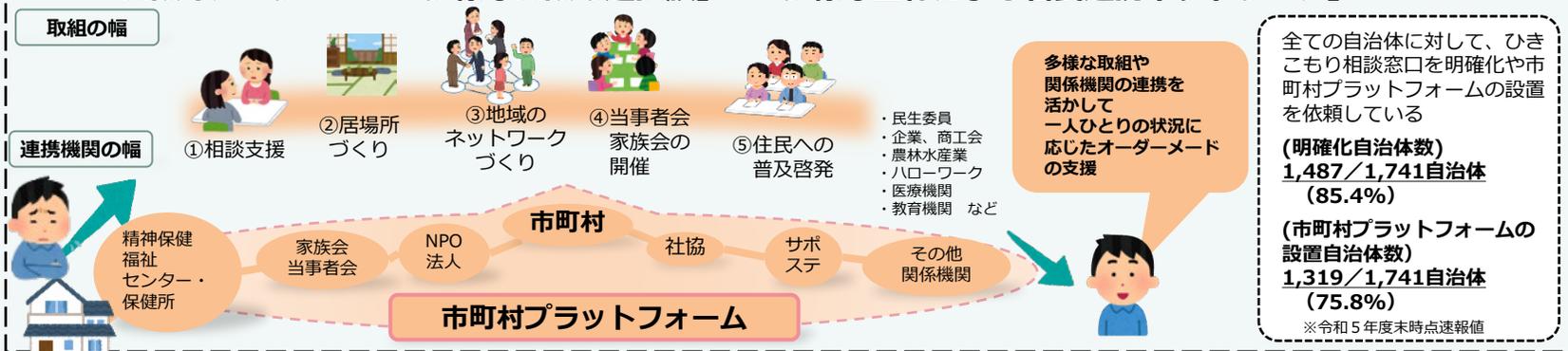
#### ○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置  
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承  
※原則2年後に市町村事業に移行

#### 支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している  
**(明確化自治体数)**  
1,487/1,741自治体  
(85.4%)  
**(市町村プラットフォームの設置自治体数)**  
1,319/1,741自治体  
(75.8%)  
※令和5年度末時点速報値

#### 後方支援 立ち上げ支援

#### ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

#### ② 支援の質の向上 ③ 支援者のケア

#### ① 社会全体の 気運醸成

国

#### ① ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

#### ② 人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

#### ③ ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



# 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に係る取組について【令和6年度】

## 経緯

平成29年度:「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」  
(平成29年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握

平成30年度:「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」  
(平成30年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行った上で、今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用するための「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月)(以下「ガイドライン」という。)を作成。

令和2～5年度:「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」  
(令和2年度及び3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和2年度には、医療機関等を対象にガイドラインの活用状況等の調査を行い、改善点を検討。令和3年度には、「「ガイドライン」に基づく事例集」(令和4年7月)を作成。
- 令和5年度には、ガイドライン活用上の課題等に関する判例調査を実施。

ガイドラインの周知

- 都道府県の担当者会議等の機会を活用し、ガイドライン等を周知。

## 令和6年度以降の取組

令和6年度～令和8年度:「身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和6年度に高齢者等終身サポート事業者および医療機関を対象に実態把握のための調査を実施。医療に係る意思決定の支援に対する事業者の関わり方についての検討。令和7年度以降に身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、医療関係者が理解しやすいような判例集を作成。また、医療行為の同意について本人以外の者に権限を付与する場合、医療行為の同意の権限を付与してもよい条件に当てはまる者や医療行為の同意の権限を付与してもよい医療行為の類型化に関する検討。

令和7年度当初予算案 10億円 (10億円)

## 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。令和4年に引き続き令和5年も出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を継続する。

## 事業の概要

### ① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

#### (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）  
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）  
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援  
結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携 等

#### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

#### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）  
結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
- ・重点メニュー（補助率：2/3）  
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

### ② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）  
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円  
夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村等

# 共働き・共育て推進事業（イクメンプロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課  
(内線7859)

令和7年度予算額 1.3億円 (1.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

## 1 事業の目的

- 共働き・共育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・共育てを定着させていくための事業（イクメンプロジェクト）
- 令和7年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児に両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・共育てを強力に推進する。

### 数値目標

- ★ 男性の育児休業取得率：現状 30.1%(令和5年) → 目標 50%※ (令和7年)、85%※ (令和12年)  
※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%(令和3年) → 目標 70% (令和7年)



## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○男性の仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

- ・若年層の夫婦に対し、男性の家事・育児参画を含む両立に関する意識調査を実施し、調査結果を活用し、共働き・共育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

### ○企業向けシンポジウムの開催

- ・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を周知・啓発するとともに、経営者や管理職等のパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

### ○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

- ・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

### ○業種別の好事例の展開

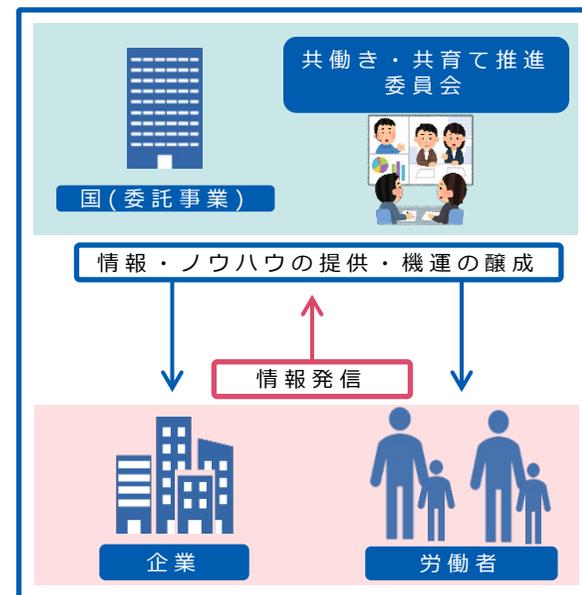
- ・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

### ○普及啓発資料の作成

- ・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

### ○公式サイトへの運用

- ・改正育介法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用  
＜令和5年度実績＞イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 約85万件



実施主体

民間事業者等（委託事業）

# 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

【令和7年度当初予算案：  
285百万円の内数】

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。  
【アクセス件数実績（令和5年度）： 約744万件】

## 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

### 事業者向け

事業場の取組事例

厚生労働省版ストレスチェック無料実施プログラム

職場環境改善ツール

等

### 働く人向け

職場のストレスセルフチェック

セルフケア（eラーニング）

専門の相談機関・医療機関の情報

等

## メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談・SNS相談窓口

働く人やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策等に関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

### こころの耳メール相談

○ 相談実績（令和5年度）： 4,523件

### こころの耳電話相談

専用ダイヤル：0120-565-455

○ 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く

○ 相談実績（令和5年度）： 28,176件

### こころの耳SNS相談

○ 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く

○ 相談実績（令和5年度）： 8,304件

令和7年度当初予算案 49億円（49億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者、産業保健スタッフ等に対する研修・情報提供等、②小規模事業場への産業保健サービスの提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の各種支援を行う。
- メンタルヘルス対策のさらなる促進の観点から、①事業場のストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組への個別訪問支援の拡充、②労働者のメンタルヘルスに係る相談対応の拡充など、小規模事業場への支援を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム

労働者  
健康安全  
機構



- 「**団体経由産業保健活動推進助成金**」の助成対象範囲の拡大（50人未満の事業場におけるストレスチェック及び集団分析を追加）

産業保健  
総合支援  
センター



47都道府県

- 各産業保健総合支援センター（産保センター）において、事業場のメンタルヘルス対策等の取組への支援を行う「**メンタルヘルス対策・両立支援促進員**」を増員
- 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）

地域  
産業保健  
センター



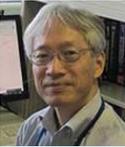
全国約325箇所

- 各地域産業保健センター（地産保）において、医師・保健師等の配置を増員し、高ストレス者の相談対応や医師による面接指導等の産業保健サービスを提供
- 「**中規模事業場産業医活動支援モデル事業**」の新設
- 事業場への個別訪問による産業保健指導

- 団体経由産業保健活動推進助成金 33（361）百万円
- 【新規】中規模事業場産業医活動支援モデル事業 211百万円
- 産業保健関係者の育成 319（327）百万円（産保センター、地産保共通）
- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,183（4,077）百万円（全体共通）
- 情報提供・広報、連絡会議等 103（104）百万円

実施主体：  
労働者健康安全機構（補助金）  
補助率：10/10

# 心の健康の保持増進を目指した介入のエビデンス構築に関する実証事業

	<p><b>堤班（北里大学）</b></p>  <p>組織的介入による多角的な職場のメンタルヘルス対策の効果検証を目的とするクラスター無作為化比較試験</p>	<p><b>古川班（京都大学）</b></p>  <p>こころの健康の保持増進のための超個別化AIプロジェクト ～完全要因ランダム化試験からliving RCTプラットフォームに至る開発研究～</p>
<p>介入内容</p>	<p><b>人的介入による組織アプローチがメイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者教育</li> <li>・管理職教育</li> <li>・職場環境改善</li> <li>・身体活動</li> </ul>	<p><b>アプリを用いた個人アプローチがメイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知再構成</li> <li>・問題解決</li> <li>・アサーション（コミュニケーションスキル）</li> <li>・睡眠行動療法</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>各研究班で<b>職域（複数業種）</b>における数千名</p>	
<p>評価指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>組織</b>のアウトカム：労働生産性向上、パフォーマンス向上</li> <li>・ <b>個人</b>のアウトカム：うつ病への進展抑制効果/健康増進</li> </ul>	

## ● 実証のスケジュール（案）

